

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
〔主要行、生命保険業協会、日本損害保険協会〕

令和2年2月

(LIBOR 関連抜粋版)

LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- LIBOR については、2021 年末以降に公表が恒久的に停止する可能性が高まっており、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下での対応をお願いしてきた。2021 年末まで残り2年を切った中、(主要行におかれては改めて、)問題意識を数点申し上げたい。
- 1点目は、LIBOR 公表停止時期の不確実性への備えである。LIBOR の具体的な公表停止時期については、様々なシナリオが考えられ、当庁を含め民間金融機関がコントロールできる話ではない。例えば、LIBOR 参照取引の市場流動性が2021 年末を待たず、急激に失われることも考えられる。実際に、英国当局は、2020 年を LIBOR 移行のための極めて重要な年であると位置づけ、2020 年9 月末以降はポンド LIBOR を参照するキャッシュ商品について、満期が2021 年末を超える新規取引を停止するよう呼びかける(2020.1.16 BOE・FCA による共同声明)など、ますます移行の加速化が進んでいく可能性もある。各金融機関におかれては、こうした海外当局の動向を常に注視いただきながら、「危機管理」という思想の下で、顧客対応やシステム対応などを進めていただく必要がある。
- 2点目は、期日が2021 年末より前の契約については、期日到来時に、可能なかぎり代替金利指標への「移行」を進めていただきたいと考えている。また、期日が2021 年末をまたぐ契約については、仮に金利条件の変更等により「移行」ができなくても、LIBOR 公表停止時点で後継金利に切り替える「フォールバック」条項を導入しておくことが、危機管理においては最低限必要かつ有用な対応である。
- 3点目は、今後、満期・満了日が2021 年末を越える LIBOR 参照の契約や社債等商品を、顧客や投資家に十分説明することなく、かつフォールバック条項も入れずに、「新たに」締結・発行した場合は、顧客保護の観点から、コンダクト・リスクを抱えるということと同じであるということを確認いただきたい。このコンダクト・リスクの観点については、当庁として

は厳正にモニタリングしていく。

- 最後に、代替金利指標については、昨年 11 月の市中協議取りまとめにおいて、ターム物 RFR 金利を選好する意見が多かったものの、現時点では存在していない。足元では、この代替指標の算出・公表主体の選定作業が進められているが、「日本円金利指標に関する検討委員会」による選定後は、頑健な代替指標の公表が出来る限り早期に開始されるよう、引き続き市場全体としての取組みを促していく。皆様におかれましても、決まっていないことが多い、不確定要素が大きすぎるなどといった、例えばシステム開発や顧客説明などの対応を先送りにしては、2021 年末という時限に間に合わないおそれがあるので、早期に「移行」を果たすべく、必要な準備を進めていただきたい。

(主要行)

- 本年 1 月には、3メガバンクが策定している移行計画について、顧客対応やシステム開発の進め方、海外拠点との連携状況等を中心に、先行的に金融庁と日銀が合同でヒアリングを実施しており、2021 年 9 月末までには国内における必要な対応準備を完了することをキーマイルストーンとしていることが確認できたが、LIBOR を参照する新規取引をいつ頃から停止するのかについては、各行でその方針にバラツキが見られた。今後とも、その他の先も含め、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、具体的な対応準備に漏れがないか、移行に向けた対応が順調に進捗しているか、LIBOR 公表停止時期に関する不確実性を踏まえ、柔軟にスケジュールが更新されているか等についてモニタリングを進めていく。また、海外当局とは、国際会議の場などを通じて随時意見交換を実施しているので、皆様方と可能な限り共有しながら、円滑な移行に向けた議論を行ってまいりたい。